

佐波川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域および河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 流域は山口県の中央に位置し、下流の防府市は、1960年代から塩田跡地に企業誘致を進め、自動車組立工場を頂点とする輸送機器関連製造業が集積
- ・ 流域の地質、年間降雨量

(流域の自然環境)

- ・ 上流部は、1/100以上の山間溪流で、アカザ、アマゴが生息
- ・ 中流部は、固定堰が随所に存在し、堰湛水区間と瀬が連続し、魚類としてはオヤニラミ、スナヤツメが生息し、植物としてはツルヨシ、オギ、ヤナギ、ワンド等にはミクリなどの抽水性植物が生育
- ・ 下流部は、交互砂州が形成され、アユの産卵場やゲンジホタルの生息場所が存在し、河口部の干潟にはヨシ原が広がり、オオヨシキリ、ハマサジ、ウラギク、ハクセンシオマネキやカモ類の群が確認

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 大正7年7月洪水では、防府市街地全域が浸水
- ・ 昭和16、17年の洪水を契機に、昭和19年から直轄事業として着手
(新橋 計画高水流量 2,300m³/s)
- ・ 昭和26年7月洪水を受け、昭和27年に佐波川ダム建設を含めた計画に変更
(新橋 基本高水流量 2,500 m³/s、計画高水流量 2,000m³/s)
- ・ 昭和35年、39年、46年、47年の相次ぐ出水及び流域の開発を受け、昭和49年に工事实施基本計画を策定
(新橋 基本高水流量 3,500 m³/s、計画高水流量 2,900m³/s)
- ・ 昭和56年に島地川ダムが竣工、現在まで築堤・河床掘削等の河川改修

を継続

(河川水の利用)

- ・ 農業用水として約 2,700ha のかんがいに利用されているほか、発電用水、水道用水、工業用水として利用
- ・ 既往の渇水による大きな被害は生じていない

(水質)

- ・ 佐波川中下流部では環境基準を満足

(河川の利用)

- ・ 下流部の高水敷には公園緑地、運動公園，河口から中流部の堤防や高水敷にはサイクリングロードが整備され、スポーツやイベント等の利用など市民の憩いの場
- ・ 中流部の水辺の楽校や上流部の関水（東大寺再建の際、建築用材を伐採し筏を組み佐波川の流れを利用した水路施設）は、子供たちの環境・歴史学習の場として活用
- ・ 上流部の佐波川ダムや島地川ダムでは、ダム湖にキャンプ場が整備され、魚釣り、水遊びに利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施設を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで水系一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体で取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう適切な維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備基本の方針)

- ・ 本川及び支川島地川において、流域内の洪水調節施設により洪水調節を実施、その際には関係機関と調整しながら、既存施設の有効活用等を図る
- ・ 佐波川の多様な自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削及び取水堰の改築により河積を増大し、洪水を安全に流下
- ・ 上流からの土砂供給、河道への堆積状況や地下水の変動等を監視・把握

(河川管理施設の管理、ソフト対策)

- ・ 河川管理施設の平常時、洪水時におけるきめ細かい適切な管理と河川空間監視カメラ等を利用し施設管理の高度化、効率化
- ・ 地震、津波対策のための堤防の耐震化
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採等適切に管理
- ・ 超過洪水に対する被害の軽減策の実施
- ・ 河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実など総合的な被害軽減対策
- ・ 地域住民も含めて、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上
- ・ 本支川および上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ 現状において必要な流量を概ね確保
- ・ 将来、新たな水需要が生じた場合には、関係機関と調整しながら、水利

用の合理化の推進

- ・ 渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供体制の整備と水融通の円滑化などを関係機関等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 佐波川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・ ウラギク、ハクセンシオマネキ等が生育する河口部の干潟、砂州やヨシ原の保全
- ・ アユ等の回遊性魚類の遡上降下環境の確保に努めると共に産卵場や生息の場となっている瀬等の保全
- ・ ミクリやトンボ類などの生息空間となるワンド等の保全

(良好な景観の維持、形成)

- ・ 上・中流域では大きな蛇行が山へ当たり減勢を繰り返し、美しい河川景観を維持、形成

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 自然環境との調和を図りつつ、適正な河川利用を図り、人と川との関係の再構築に努める

(水質)

- ・ 下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質を保全

(河川敷地の占有及び工作物の設置、管理)

- ・ 動植物の生育・生息環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、治水、利水、環境との調査を図る

(モニタリング)

- 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(情報の共有と連携)

- 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境利用に関する安全教育、環境境域等の充実、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

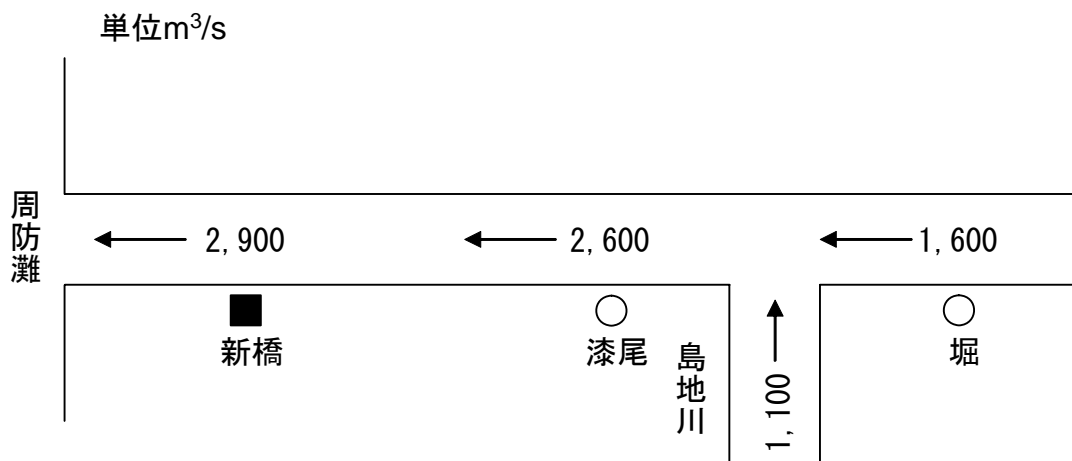
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節 施設による 調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
佐波川	新橋	3,500	600	2,900

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

佐波川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位および川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの 距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
佐波川	堀	26.3	64.62	100
〃	漆尾	24.8	57.66	160
〃	新橋	8.0	10.76	150
〃	河口	0.0	※4.11	480

注 T. P. 東京湾中等潮位

※ 計画高潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 新橋地点において、利水状況、動植物の保護・漁業、景観等を考慮して、1月～5月は概ね $1.5\text{m}^3/\text{s}$ 、6月～12月は概ね $2.5\text{m}^3/\text{s}$ 程度と想定される。